

## 運営経費内訳書

運営経費の見積りについては、3年間の運営経費を以下の内容（条件）を基にして算定すること。

## 【見積設定条件】

## (1) 見積算定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

## (2) 保育時間

- ① 基本保育： 祝祭日を除く月曜日から金曜日とし、月16日の開園を基本とする。  
基本保育時間は8時～18時とする。

※基本保育は常時保育士配置2人、月16日開所として委託料を算出すること。

※昼食時間及び休憩時間（11：00～14：00）は保育士1人を加配で算出すること。

※基本保育日で月16日を超えて利用があった場合の単価は日額で算出し別途表記すること。

※基本保育日以外に利用があった場合の単価は日額で算出し別途表記すること。

- ② 延長保育：18時～翌8時

※延長保育は常時保育士2名配置とし、1時間あたりの単価を算出し別途表記すること。

## (3) 保育児童数

常時 8人

## 【内訳】

乳幼児年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
児童数	3人	1人	3人	1人	0人	0人	8人

## (4) 保育士配置

- ① 保育士は児童福祉施設最低基準で規定する以上の人員を配置すること。 (単位：人)

年齢	人数	保育士数(基準)	保育士数(常時)	備考
0歳	3人	1.0 (1.00)	2人	※保育士の加配 11：00～14：00に 保育士1人を加配する。
1、2歳	4人	0.7 (0.67)		
3歳	1人	0.1 (0.05)		
4歳以上	0人	0.0 (0.00)		
(合計)	8人	1.7	2人	

## ※ 保育士配置基準

- ・0歳児 3人につき保育士1人
- ・1、2歳児 6人につき保育士1人
- ・3歳児 20人につき保育士1人
- ・4歳児以上 30人につき保育士1人
- ・乳幼児の年齢・人数に関わらず、1人以上の利用がある場合は、複数の保育士を配置すること。
- ・休憩及び昼食対応のため、11：00～14：00の間は、保育士1人を加配すること。
- ・延長保育時間帯は保育士2名を配置すること。

## (5) 当院にて負担する費用等（見積対象外）

- ① 備品及び保育に必要な消耗品等  
② 保育所運営上必要な光熱水費  
③ 施設、備品の修繕等の維持管理費用